

令和6年度 志木市雇用対策協定に基づく事業計画

志木市・埼玉労働局

目次

I 若年者等への就労支援

II シニアの活躍推進

III 女性の活躍推進

IV 生活困窮者への就労支援

V 障がい者への就労支援

VI 市と労働局・ハローワークの一体的な実施事業

VII その他市及び労働局が必要と認めた事業

VIII 雇用施策に関する数値目標

令和6年度 志木市雇用対策協定に基づく事業計画

志木市長と埼玉労働局長の間で締結した志木市雇用対策協定の第2条に基づき、令和6年度の事業計画を次のとおり定める。

I 若年者等への就労支援

志木市が取り組む施策

- ・ 働くことに踏み出せない若年者等への支援と就労促進を図るため、「若者自立支援センター埼玉」と共同で、義務教育を修了した15歳から49歳までの未就労の子どもを抱える親や家族を対象としたセミナーや相談会を実施する。
- ・ キャリアカウンセラーによる職業相談を実施し、職業適職診断に基づくアドバイスや経歴書の書き方、面接指導のアドバイス等就労への支援を行う。
- ・ 大学等高等教育機関と提携し、学生が事業の企画・実施に携わる機会をすることで、地域活動への関心を高め、学生の自主性・主体性を伸ばす支援を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 「ハローワーク朝霞」は「埼玉新卒応援ハローワーク」、「埼玉わかものハローワーク」（ハローワーク大宮の附属施設）等と相互に連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するほか、セミナーや就職面接会を開催し、新規学卒者をはじめとする若者の就職促進を図る。
- ・ 若年者の早期離職を防止するため、ユースエール^{※1}認定制度を積極的に推進するとともに、職場定着に積極的に取り組む事業所として認定する「職場定着協力事業所」と連携し、職場定着支援を実施する。

※1 ユースエール認定制度：若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 志木市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク朝霞」、「ジョブスポットしき」に誘導し、「ハローワーク朝霞」、「ジョブスポットしき」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ 志木市内の会場で開催する埼玉労働局主催の就職支援セミナーについて、志木市及び埼玉労働局が連携して実施する。
- ・ 志木市及び埼玉労働局は、若年者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事

業や支援について相互に周知・PRする。

II シニアの活躍推進

志木市が取り組む施策

- ・ シニア世代の生活設計とキャリアデザインについて普及を図るとともに、意欲あるシニア世代の就労を促進するため、「セカンドキャリアセンター」と共同でシニア世代を対象とした就職支援セミナーと就職相談会を実施する。
- ・ シニア世代の生きがいづくりと生涯現役社会実現のため、市内で活動する市民団体や高齢者の雇用に意欲的な事業所とのマッチングイベントを開催し、アクティブシニアの社会参加を促進する。
- ・ 朝霞地区シルバー人材センターと連携し、就労に関する情報提供を行うとともに、働く場の拡大を図るため、市内事業所へシルバー人材センター活用の促進を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 65歳以上の方の再就職支援に重点的に取り組むため、「ハローワーク朝霞」に設置する「生涯現役支援窓口」において、65歳以上の者が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、支援チームによる効果的なマッチング支援、職業生活の再設計に係る相談・援助、雇用によらない就業に係る相談・情報提供を行う。
- ・ 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への相談・援助による支援を70歳雇用推進プランナー等との連携により行う。

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ シニア世代対象の就職面接会、就労支援セミナー及び就職相談会など、高齢者の雇用に意欲的な事業所とのマッチングイベント等を共同で開催する。
- ・ 志木市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク朝霞」、「ジョブスポットしき」に誘導し、「ハローワーク朝霞」、「ジョブスポットしき」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、志木市及び埼玉労働局は、高年齢者雇用の必要性や重要性の周知を行うとともに、それぞれが実施するセミナーや支援制度などの内容を相互に周知する等により、雇用環境の整備や高年齢者の雇用促進等を事業主に働き掛ける。
- ・ 上記のほか、志木市及び埼玉労働局は、高年齢者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

Ⅲ 女性の活躍推進

志木市が取り組む施策

- ・ 求人の探し方や応募の際の留意点等具体的な情報を提供し、女性の就労を支援するため、「女性キャリアセンター」と共同で就職を希望する女性を対象とした就職支援セミナーを実施する。
- ・ ひとり親家庭の就労を支援するため、市が指定する希望職種に就くために有利となる講座の受講者に対し、自立支援教育訓練給付金を支給する。
- ・ ひとり親家庭の就労を支援するため、市が指定する就職に有利となる資格取得者に対し、高等職業訓練促進給付金を支給する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 「マザーズハローワーク」等にはキッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てしながら就職を希望する女性等に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談や仕事と子育ての両立に理解のある企業情報の提供のほか、託児サービス付き就職支援セミナーや職業訓練の受講あっせん等を行う。
- ・ LINE 公式アカウント「埼玉マザーズハローワーク・コーナー」を活用し、家庭と仕事の両立を目指す求職者に就職支援セミナー、面接会等のイベント情報などを発信する。
- ・ 常時雇用する労働者数 1,000 人超企業を対象とした男性の育児休業取得状況の公表の義務化について、着実な履行を図るとともに、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図る。
- ・ 「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 志木市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク朝霞」、「ジョブスポットしき」に誘導し、「ハローワーク朝霞」、「ジョブスポットしき」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ より一層女性が働きやすくなるよう環境整備を進めるため、志木市及び埼玉労働局は、女性への就労支援に関し、それぞれが実施するセミナーや認定制度などの支援内容を相互に周知・PRする。

IV 生活困窮者への就労支援

志木市が取り組む施策

- ・ 生活保護受給者の就労を支援するため、「ジョブスポットしき」ナビゲーター及び相談員と生活保護ケースワーカーが連携しながら、就職相談を実施する。
- ・ 生活困窮者の就労を支援するため、「志木市基幹福祉相談センター」の相談支援員が「ジョブスポットしき」へ同行するなどの支援を実施するとともに、令和5年度より新たに社会に出ることに不安を感じる方などに対し、日常生活、社会生活から就労に向けた準備段階からの支援（就労準備支援事業）を行う。
- ・ 住居を喪失した又は喪失の恐れのある求職者が要件をみたした場合に、住居確保給付金を支給する。
- ・ 生活保護受給者等の就労後の定着を図るため、就労支援員が必要に応じて個人面談等を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者を雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する。
- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対しても、ハローワーク朝霞において職業訓練が必要な者が訓練受講により就職可能性が高められるよう、周知、誘導及び受講勸奨を積極的に行う。

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 志木市及び埼玉労働局が一体的に実施する「ジョブスポットしき」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ 志木市及び埼玉労働局は、生活困窮者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

V 障がい者への就労支援

志木市が取り組む施策

- ・ 障がいのある人の就労を支援するため、志木市障がい者等就労支援センターの就労支援員が、障がい者のケースワーカーと連携し障がいの状態の把握に努める。
- ・ 障がいのある人の就労を支援するため、志木市障がい者等就労支援センターの就労支援員が、適性や働き方、仕事内容などの就労相談を行うとともに、応募に向けた支援を実施する。
- ・ 障がいのある人の就労を支援するため、職場実習を行った場合に、交通費の補助や傷害・賠償責任保険の加入を行う等の支援を実施する。

- ・ 障がいのある人が就労した後の職場定着支援を行うため、志木市障がい者等就労支援センターの就労支援員が、継続的な職場定着支援を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・ 精神障がいや発達障がい等の多様な障がい特性に対応するため、ハローワークに精神・発達障害者雇用サポーターを配置し、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。
- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行う。また、雇用率未達成企業を対象とした企業向けセミナー等を行い、障がい者雇用に対する理解を促進する。

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 志木市及び埼玉労働局が一体的に実施する「ジョブスポットしき」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・ 志木市及び埼玉労働局は、障がい者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知、PRする。

VI 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 「ジョブスポットしき」において、志木市及び埼玉労働局は連携して一般求職者のほか、生活困窮者、生活保護受給者、障がい者への職業相談・紹介等のワンストップの就労支援を実施する。
- ・ 志木市及び埼玉労働局は、「ジョブスポットしき」において、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

V その他市及び労働局が必要と認めた事業

志木市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・ 市内に大量の雇用調整事案が発生した場合、「志木市」「埼玉労働局」及び「ハローワーク朝霞」が連携し、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。
- ・ 志木市及び埼玉労働局が実施する雇用対策に係る事業等について、市民及び市事業主に対する周知・広報を積極的に行う。
- ・ その他志木市及び埼玉労働局が連携して重点的に取り組むことが必要と認める課題について、志木市及び埼玉労働局の施策を一体的に実施する。

雇用施策に関する数値目標

| 項目 | 目標 |
|-----------------------|---------------|
| ●紹介就職率 | ・朝霞所 17.3% *1 |
| ●シニアを対象とした就職面接会の開催 | ・年1回開催 |
| ●生涯現役窓口での65歳以上の紹介就職件数 | ・朝霞所 140件 *1 |
| ●民間企業の障がい者雇用率 | ・2.5% |
| ●ジョブスポットしきの職業相談件数 | ・5,160件 |
| ●ジョブスポットしきの紹介就職率 | ・33.9% *2 |

*1 朝霞所管内の数値

*2 令和3年度から令和5年度実績の平均値以上とする。